

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条の規定により、平成30年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成30年2月20日

静岡県知事 川勝平太

1 試験実施日

平成30年8月1日（水）午後1時から午後3時まで

2 試験会場

静岡県コンベンションアーツセンター（グランシップ）（静岡市駿河区東静岡二丁目3番1号）

3 試験科目

- (1) 衛生法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 食品学
- (4) 食品衛生学
- (5) 栄養学
- (6) 製菓理論及び実技

4 受験資格

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による中学校を卒業した者であって、都道府県知事の指定を受けた製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者
- (2) 学校教育法による中学校を卒業した者であって、2年以上菓子製造業に従事した者
- (3) 製菓衛生師法の施行された昭和41年12月26日現在菓子製造業に従事している者であって、菓子製造業に従事した期間が、この法律の施行の日において3年をこえている者又はこの法律の施行の日後3年をこえるに至った者
- (4) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則（昭和41年12月26日厚生省令第45号）で定めるところにより、これらの者と同等以上の学力があると認められる者であって、2年以上菓子製造業に従事した者

5 受験願書等必要書類

- (1) 製菓衛生師試験受験願書
- (2) 前記4の受験資格に合致する旨を証する書類
- (3) 写真（出願前3か月以内に撮影した正面、上半身、無帽、無背景で縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの）
- (4) 菓子製造技能士であって「製菓理論及び実技」科目の免除を申し出る者は、技能検定合格証書

6 受験案内等の配布

配布保健所	所在地
賀茂保健所	下田市中531-1
賀茂保健所松崎保健支援室	賀茂郡松崎町江奈255-3

熱海保健所	熱海市水口町13-15
東部保健所	沼津市高島本町1-3
東部保健所修善寺支所	伊豆市小立野66-1
御殿場保健所	御殿場市竈1113
富士保健所	富士市本市場441-1
中部保健所	藤枝市瀬戸新屋362-1
中部保健所榛原分庁舎	牧之原市静波447-1
西部保健所	磐田市見付3599-4
西部保健所掛川支所	掛川市金城93
西部保健所浜名分庁舎	湖西市新居町新居3447
静岡市保健所	静岡市葵区城東町24-1
静岡市保健所清水支所	静岡市清水区旭町6-8
浜松市保健所	浜松市中区鴨江2丁目11番2号
浜松市保健所浜北支所	浜松市浜北区貴布祢3000番地

7 試験手数料 9,400円（静岡県収入証紙）

8 受験願書の受付期間

平成30年5月21日（月）から5月25日（金）まで

9 受験願書の受付場所

保健所、保健所支所、保健所分庁舎及び保健所保健支援室

10 合格者の発表

平成30年8月30日（木）午前10時に各保健所、保健所支所、保健所分庁舎及び保健所保健支援室に合格者の受験番号を掲示するとともに、静岡県ホームページ（<http://www.pref.shizuoka.jp>）に合格者の受験番号を掲載する。